

イベント参加約款

第1条（約款の適用）

イベント参加約款（以下「本約款」という。）は、株式会社学情（以下「当社」という。）と「イベント」（次条第1号に定義します。）の参加にかかる契約（以下「本契約」という。）を締結する事業者（以下「事業者」という。）に対して適用されるものとする。

2. 当社は、本約款に基づき事業者にイベントの参加にかかるサービスを提供するものとし、事業者は、本約款に定める義務を誠実に履行するものとする。

第2条（基本用語の定義）

本約款において使用する基本用語の定義は、次のとおりとする。

- ① イベント：国立学校法人富山大学（以下「富山大学」という。）、富山大学産学交流振興会（以下「振興会」という。）及び当社が主催する「富山大学 2022年度 業界・企業研究会」をいい、当社が富山大学及び振興会と協力して提供・運営・開催する、業界・企業研究促進のために会場を提供し、企業の担当者が学生（本条第2号に定義します。）及び教職員（本条第3号に定義します。）と接触する場をいう。
- ② 学生：イベントに参加する、富山大学の学生をいう。
- ③ 教職員：イベントに参加する、富山大学の教職員をいう。

第3条（イベントの参加申込み）

事業者は、イベントの参加にかかる申込みを行う場合、イベントの内容、本約款及びその他約款の内容を理解・承諾の上、当社所定の申込書により申込むものとする。

2. 事業者は、イベントに参加するにあたり、本約款に規定する事項及びその他約款を遵守するものとする。なお、当社が別途事業者に対して提示するイベントに関する規約・マニュアル等も本約款の一部を構成するものとする。

第4条（契約の成立）

前条の規定によりイベントの参加にかかる申込みがなされた場合、当社は当該申込みにかかる事業者について当社の取引基準に基づく審査を行う。かかる審査の結果、当社が当該事業者を適格と判断した場合、当社は承諾の意思表示をし、その意思表示が当該事業者に到達した時をもって、当社と当該事業者の間に、本約款に基づく本契約が成立するものとする。

第5条（イベントへの参加）

事業者は、イベント当日は当社のスタッフの指示に従い、当社が別途提示した禁止事項を行ってはならないものとする。

2. 事業者が委託業務遂行に際して当社より備品等の貸与を受けた場合、事業者は、その備品等を善良なる管理者の注意をもって使用及び管理するものとする。また事業者は、イベント終了後は遅滞なく貸与された備品等を当社に返却するものとする。

3. 事業者は、イベントへの参加にあたって、当社に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

4. 事業者は、イベントへの参加にあたり、当該事業者のブース等当該事業者がイベント参加に際して管理及び利用を行う領域内（以下「事業者ブース領域」という。）において学生の安全を確保する義務を負うものとし、当該事業者の事業者ブース領域において学生を含む第三者に損害が生じた場合、当該事業者の責任によってその損害を賠償するものとし、当社は何らの責任も負わないものとする。

5. 当社は、参加内容がイベントの主旨にそぐわないと判断した場合、イベント当日に参加をお断りすることがあ

る。この場合、当社は事業者に対して何らの責任も負わないものとする。

第6条（機密情報及び個人情報の目的外利用の禁止）

本イベントは業界・企業研究が主目的であるため、事業者は原則として学生の個人情報の収集しないものとする。ただし事業者は、学生自らの意思により提供のあった学生の個人情報については、採用に関し必要な範囲内で利用し、当該個人情報を関連法令に則り適切に管理するものとする。

2. 事業者は、イベントへの参加を第三者に委託する場合も前項と同等の義務を当該第三者に負わせるものとする。ただし、それにより事業者は前項に定める義務を免れない。

第7条（請求及び支払方法）

当社は、第4条に定める申込みが成立した後、事業者に対して、当社の定める方法に従い、当社が以下に定めるイベント参加料（以下「本件料金」という。）にかかる請求書（以下「請求書」という。）を送付するものとする。

2. 事業者は、前項に基づき請求書を受領した場合、請求書に記載された支払期日までに当社の指定する金融機関の口座への振り込み本件料金を支払うものとする。なお、支払にかかる手数料は、事業者の負担とする。また、当社は、振興会が振興会入会予定の事業者に入会の意思がないと判断した場合又は入会を認めなかった場合、「振興会非会員の事業者」の参加料と「振興会会員の事業者及び入会予定の事業者」の参加料の差額分にかかる請求書を追加で送付するものとする。

3. 事業者が支払った本件料金について、第10条第1項第2号に定める場合及び当社が自らの判断で請求を行わないこと（既に請求済の場合、返金を行うこと）を決定した場合を除き、事業者は本条の義務を免れないものとする。

4. 事業者は、第3条に定める申込みを行った後に参加をキャンセルする場合、当社が以下に定めるキャンセルポリシーに則ってキャンセル料を支払うものとする。

【イベント参加料】

振興会会員の有無	イベント参加料
振興会会員の事業者及び入会予定の事業者	50,000円
振興会非会員の事業者	150,000円

【キャンセルポリシー】

日程	キャンセル料
2022年9月2日（金）12時まで	本件料金の0%
2022年9月2日（金）12時以降	本件料金の100%

第8条（約款の変更）

当社は、本約款について重要な変更を行う場合、変更内容・条件等（以下「変更条件」という。）の適用開始日の2週間以上前から、事業者に対して当社の指定する方法で変更条件を告知するものとする。

2. 事業者は、変更条件を承諾しない場合、当該変更条件の掲載日より2週間以内に、書面にて当社に対して通知しなければならない。

3. 当社が前項の通知を受領した場合、当該変更条件適用開始日の前日をもって本契約は終了するものとする。ただし、この場合においても、事業者は前条第4項の規定に従い、本件料金の全額について支払義務を負うものとする。

4. 前項の規定により本契約が終了する場合を除き、本約款は適用開始日に当該変更条件どおりに当然に変更されるものとする。

第9条（当社の機密保持義務，イベントに関する情報の利用）

当社又は富山大学は、事業者から取得した会社情報等を厳重かつ適正に取り扱うものとし、当該事業者の同意を得た場合を除き、求人広告掲載目的以外で第三者に開示又は漏洩しないものとする。

ただし、当社又は富山大学は、会社情報等を集計・分析し、個人を識別・特定できないように加工した上、統計データ等を作成し、当該統計データ等につき何らの制限なく利用（事業者への提案，市場の調査，新サービスの開発を含みますがこれらに限られない。）することができるものとし、事業者はこれを承諾するものとする。

2. 当社は、イベント会場の写真又は参加企業名等イベントに関する情報を、当社の商品・サービスの販売促進又は参加学生募集の目的で、各種広報媒体（ウェブサイトを含みますがこれに限られない。）において使用します。事業者は、その商号，ロゴ等を、当社が上記目的で使用することがあることを予め承諾するものとする。

第10条（不可抗力等による開催中止等）

当社又は富山大学は、以下の各号に定める場合、イベントの開催中止，サービスの停止をすることがあります。この場合、当社又は富山大学はイベントの開催中止によって 事業者が生じた一切の損害について何らの責任も負わないものとする。

①天災地変，疫病，戦争，暴動，内乱，テロ，ストライキ，ロックアウト，輸送機関・通信回線の事故，政府機関の介入，行政命令若しくは規則，その他当社の責めに帰すことができない不可抗力によるやむを得ない事情が発生した場合

②当社又は富山大学がイベントを開催することが適切ではないと判断した場合

2. 当社又は富山大学は、前項記載の不可抗力によるやむを得ぬ事情により、会期又は開場時間を変更することがある。この場合、事業者は、かかる変更を理由として参加申込の取消，解約はできないものとする。また、当社又は富山大学は、これにより事業者が生じた一切の損害について何らの責任も負わないものとする。

3. 当社又は富山大学は、第1項記載の不可抗力によるやむを得ぬ事情により、イベントの開催中止，サービスの停止をする場合、次の表に掲げるとおり、本件料金の一部を返金するものとする。

【開催中止に伴うイベント参加料の返金額】

振興会会員の有無	開催中止に伴うイベント参加料の返金額
振興会会員の事業者及び入会予定の事業者	40,000円
振興会非会員の事業者	140,000円

第11条（当社及び富山大学の免責）

事業者は、自己の責任によりイベントへ参加するものとし、当社及び富山大学は、本契約もしくはその履行，イベントへの参加に関して事業者につき生じた損害について、当社及び富山大学の故意又は重大な過失による損害であることが明白な場合を除き、何らの責任を負わないものとする。なお、当社及び富山大学が責任を負う場合であっても、かかる責任は、直接かつ通常の損害の範囲に限られ、かつ事業者が本契約に基づき支払済みの対価相当額を上限とする。

2. 当社及び富山大学は、天災地変，疫病，戦争，暴動，内乱，テロ，ストライキ，ロックアウト，輸送機関・通信回線の事故（当社及び富山大学の責めに帰すべき事由によらない回線の輻輳，回線の障害，サーバダウン等を含みます。），政府機関の介入，行政命令若しくは規則，その他当社の責めに帰すことができない不可抗力により事業者が生じた一切の損害につき、何らの責任も負わないものとする。

3. 当社及び富山大学は、事業者に対し、学生の動員数・着席数，学生の採用の確実性，イベント参加による効果に

関する何らの保証も行わないものとする。

4. 当社及び富山大学は、事業者と学生の間が生じた一切のトラブルについて、何らの責任も負わないものとする。

第12条（権利義務譲渡の禁止）

事業者は、本契約上の地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、又は担保に供してはならないものとする。

第13条（反社会的勢力の排除）

事業者及び当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 事業者及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第14条（契約期間・解除）

本契約の有効期間（以下「契約期間」という。）は、契約の成立日より2023年3月31日までとする。ただし、第5条第3項、同条第4項、第6条、第7条、第11条及び第15条は本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

2. 前項にかかわらず、当社又は事業者は、相手方が次の各号の一に該当するときには、相手方に対し通知を行うことにより、即時に本契約を解除することができるものとする。

- ①本約款の規定に違反したとき
- ②相手方の信用を傷つけたとき
- ③差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、又は破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき
- ④手形・小切手の不渡処分を受け、又はその他支払不能となったとき
- ⑤営業の全部又は重要な部分を他に譲渡したとき
- ⑥合併等により経営環境に大きな変化が生じたとき
- ⑦信用に不安が生じたとき
- ⑧営業を廃止したとき、又は清算にはいったとき
- ⑨事業者が内定の取消又は採用中止その他学生の差別的な取り扱い又は言動等、採用活動上望ましくない行為を

行ったとき

⑩事業者が法令違反その他社会的合意に反する行為等を行ったことにより当社がイベントに参加することが望ましくないと判断したとき

⑪その他本約款に定める事項を遂行できる見込みのなくなったとき

3. 事業者は、前項の規定により本契約を解除された場合、期限の利益を喪失し直ちに当社に対し一切の債務を弁済するものとする。

第15条（準拠法・合意管轄）

本約款及び本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関して生じる一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（協議解決）

本約款及び運用ルール等の解釈に疑義が生じた場合、又は本約款及び運用ルール等に規定されていない事項については、当社と事業者は、協議の上、円満に解決するものとする。

附則：2022年7月6日作成・適用